

令和8・9年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請要領

【建設工事】

奈良県葛城市

令和8・9年度に葛城市が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする方は、次により入札参加資格審査申請書（指名願）を提出してください。

この申請をもとに作成される名簿は、市長部局をはじめとし、教育委員会、上下水道部の発注する建設工事の競争入札に使用されます。

※今回の指名願は基準年であるため、業者登録を希望される方はすべて申請する必要があります。

登録資格

以下の条件をすべて満たしている者であること。

1. 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けている者
2. 令和6年10月1日以降の審査基準日で経営事項審査を受けている者
3. 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けている者
4. 国税及び地方税を滞納していない者
5. 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者
6. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第1項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者でないこと、破産者で復権を得ない者でないこと。）
7. 地方自治法施行令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でないこと、及び該当する事実があった日から2年経過していない者でないこと
8. 次のいずれにも該当しない者
 - (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

提出書類

次に指定する下線のある申請書等を番号順に綴じてください。書類サイズは日本工業規格A4版とし、クリップ留め又はひも綴じで提出してください。(ファイル綴じは不要です。)

なお、16. 葛城市競争入札参加資格審査登録票（エクセル形式）については、申請書等を提出とともに、別途メールにて送付ください。

※書類に不備があるときは、受付ができませんのでご注意ください。

1. 申請書

【A：市内本店業者】

建設工事等入札参加資格審査申請書（葛城市様式①）

建設工事の業種登録申出書（葛城市様式②）

建設用機械器具の保管状況の分かる写真（建設用機械器具を保有している場合のみ）

営業所一覧表（葛城市様式③）

※本店及び支店・営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）を記載してください。

【B：市内本店業者以外】

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省様式Ⅰ－Ⅰ）

競争参加資格希望工種表（国土交通省様式Ⅰ－Ⅱ）

業態調書（国土交通省様式Ⅱ）

営業所一覧表（国土交通省様式Ⅲ）

※本店及び支店・営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）を記載してください。

2. 建設業許可証

建設業許可通知書（写し） 又は 建設業許可証明書（写し可）

※有効期限内の通知書（証明書）が手元にない場合は、現在お持ちの通知書（証明書）の写

しと、現在更新申請中である証となる書類を添付してください。

3. 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し） 又は

建設業退職金共済契約者証（写し）

※証明書未添付又は未加入の場合は、その理由書（任意様式）を添付してください。

4. 経営事項審査結果通知書（写し）

※令和6年10月1日以降の審査基準日で最新のもの。

5. 経営事項審査申請書に添付の工事経歴書（2ヵ年分）

6. 技術者名簿

【A：市内本店業者】⇒経営事項審査申請書に添付の技術職員名簿

葛城市様式④-1 及び 様式④-2

資格を証する書面の写し

雇用関係を証する書面の写し

【B：市内本店業者以外】⇒経営事項審査申請書に添付の技術職員名簿

【A・B共通】技術者数の変更が生じている場合は、令和8年2月1日現在の修正した名簿と併せて、追加者の技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等の写しを添付してください。

7. 【法人事業者】履歴事項全部証明書（写し） 又は 現在事項全部証明書（写し）

※法務局で発行。

【個人事業主】事業証明書（本店又は委任する支店・営業所のもの）（写し）

※本店・支店・営業所が葛城市内にある場合は葛城市で発行。

※それ以外の場合は事業主の住所地の市町村役場で発行。事業証明書が発行されない市町村の方は事業に係る所得税確定申告書・収支内訳書の写しを添付してください。

※発行日が令和7年11月1日以降のもの。

8. 印鑑証明書（写し可）

※法人の場合は法務局、個人の場合は市町村役場で発行。

※発行日が令和7年11月1日以降のもの。

9. 使用印鑑届（原本）葛城市共通様式1 又は 必要事項の記載のある任意様式

10. 委任状（原本）葛城市共通様式2 又は 必要事項の記載のある任意様式

※代理人に期間を通して権限を委任する場合のみ提出してください。

ただし、市内本店業者の方は委任を認めていませんのでご注意ください。

11. 納税関係書類

すべての税目について滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に委任を受けた支店・営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）

※発行日が令和7年11月1日以降のもの。

※代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2[「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」]又はその3の3[「法人税」及び「消費税及び地方消費税」]）を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

※国税の納税証明書は、インターネット又は郵送で請求することができます。

詳しくは、国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>）をご覧ください。

12. 誓約書 兼 同意書（葛城市共通様式3）

| 3. 事務所等の外観写真（商号等の看板が写っているもの）

※市内本店業者及び市内に営業所等のある業者のみ。

| 4. 返信用封筒（110円切手貼付済みのもの）

| 5. 入札参加資格審査申請書受領書 兼 提出書類確認表

※|～|4 の書類が揃っていることを確認した上で提出してください。

| 6. 葛城市競争入札参加資格審査登録票（エクセル形式）

上記書類とは別に所定のエクセルシートに必要事項を入力の上、|～|5 の書類の提出とともにメールで管財課まで提出してください。（提出時の宛先、件名、ファイル名は以下のとおりとしてください。）

- ・入力内容と他の書類記載内容に齟齬がないよう、十分確認してください。
- ・メールアドレス：sanka@city.katsuragi.lg.jp
- ・メール件名：建設工事・審査登録票（事業者名）
- ・ファイル形式：エクセル
- ・ファイル名：建設工事・審査登録票（事業者名）

※建設工事のほか、物品・役務、測量・コンサルにおいても参加申請を提出される場合は、それぞれ申請ごとに分けて提出をお願いします。

受付期間

令和8年2月2日(月)～2月27日(金)

持参の場合…土・日・祝日を除く午前9時～正午、午後1時～5時

※ただし、正午～午後1時の間は受付しません。

郵送の場合…令和8年2月20日(金)必着

提出先及び問い合わせ先

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

葛城市役所 新庄庁舎 総務部 管財課

T E L : 0745-44-8217 (直通) F A X : 0745-69-6456

提出方法

【市内業者】持参又は郵送

【市外業者】郵送のみ

○持参の場合は、令和8年2月27日(金)までに持参してください。

※なお、持参の場合は提出のみとし、当日の審査は行いません。

結果は後日郵送にて通知しますので、返信用封筒(110円切手貼付)を同封してください。

- 郵送の場合は、封筒の表に朱書きで「資格審査申請書在中」と明記し、返信用封筒(110円切手貼付)を必ず同封のうえ、郵送の期限（令和8年2月20日（金））までに到着すること。
※書留・特定記録・レターパック等郵便追跡サービスが利用できる郵送方法に限る。
- 行政書士等が代行で申請書類を作成し提出する場合は、その者の資格、住所・氏名及び電話番号を欄外に記載してください。

有効期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日の2ヶ年

※期間中、最新の経営事項審査結果通知書を隨時提出してください。

注意事項

- ①申請書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった場合は、競争参加資格の認定を受けることができません。また、認定を受けた後でそれらの事実が判明したときは、認定が取り消されることがありますのでご留意ください。
- ②公共建設工事を請け負おうと希望する場合は、建設業法に基づく経営事項審査を毎年一定の時期に受け、結果通知書の写しを提出しなければ一定額以上の契約を締結することはできません。
- ③入札参加資格審査の結果については、受付票の交付をもって登録されます。ただし、申請書類に不備があると登録できませんので、申請時に不足書類等がある方は、必ず追加提出等を行ってください。

様式について

申請書様式は、葛城市的ホームページからダウンロードできます。

⇒<http://www.city.katsuragi.nara.jp/>